

令和8年6月定例会 総務委員会（事前）

令和8年6月10日（水）

〔委員会の概要 知事戦略局・企画総務部関係〕

出席委員

|      |    |    |
|------|----|----|
| 委員長  | 平山 | 尚道 |
| 副委員長 | 曾根 | 大志 |
| 委員   | 福山 | 博史 |
| 委員   | 岡田 | 理絵 |
| 委員   | 元木 | 章生 |
| 委員   | 長池 | 文武 |
| 委員   | 立川 | 了大 |
| 委員   | 浪越 | 憲一 |

議会事務局

|         |    |    |
|---------|----|----|
| 議事課副課長  | 小泉 | 尚美 |
| 議事課係長   | 若松 | 章予 |
| 政策調査課係長 | 矢野 | 亜季 |

説明者職氏名

〔知事戦略局〕

|           |       |
|-----------|-------|
| 局長        | 木野内 敦 |
| プロジェクト統括監 | 福岡 克己 |
| 秘書室長      | 一ノ宮哲也 |
| 外事室長      | 宮本 英明 |
| 政策推進室長    | 高木 和久 |
| 調整室長      | 山本 雄史 |

〔企画総務部〕

|              |       |
|--------------|-------|
| 部長           | 佐藤 泰司 |
| 広域行政担当部長     | 岡島 啓治 |
| 副部長          | 大西 秀城 |
| 参事           | 山下 義人 |
| 次長           | 内海はやと |
| 次長（財政課長事務取扱） | 布施 貴史 |
| 政策企画課長       | 高木 真郷 |
| 政策企画課広域行政室長  | 三木 啓史 |
| 法制監察課長       | 山崎 弘貴 |
| 人事課長         | 小山 高弘 |
| 人事課行政改革室長    | 吉田 正人 |

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 職員厚生課長          | 北條美也子 |
| 総務事務管理課長        | 戎 弘人  |
| 管財課長            | 千崎 幸代 |
| 税務課長            | 小林 昭仁 |
| 市町村課長           | 西森 修  |
| 市町村課地域創生室長      | 藤川 忠大 |
| 情報政策課長          | 梶葉 圭司 |
| 情報政策課行政DX推進担当課長 | 井藤 正人 |
| 統計課長            | 福田 善仁 |

〔出納局〕

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 会計管理者（出納局長兼務）   | 宮本 孝則 |
| 副局長（会計課長事務取扱）   | 大久保 彰 |
| 公共入札検査課長        | 鈴江 和好 |
| 公共入札検査課公共入札担当課長 | 世直 篤史 |

---

【提出予定議案等】（提出予定議案、補正予算案の概要、説明資料）

- 議案第1号 令和8年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第4号 地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 無人型セルフレジの購入契約について
- 報告第2号 令和7年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 令和7年度徳島県事故繰越し繰越計算書について
- 報告第11号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 徳島県外郭団体見直し方針について（資料1－1、資料1－2）
- 合同庁舎整備基本方針の策定について  
（資料2－1、資料2－2、資料2－3、資料2－4）
- 不祥事案について

---

平山尚道委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時07分）

これより知事戦略局・企画総務部関係の調査を行います。

この際、知事戦略局・企画総務部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

今年度、当委員会においては、議案の説明等は着座のままでなされますよう、よろしく

お願いいたします。

佐藤企画総務部長

それでは、6月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、令和8年6月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明を申し上げます。

今回提出いたします案件は、議案12件及び報告13件であります。

予算案が第1号及び第2号の2件、条例案が第3号から第9号までの7件、契約議案が第10号から第12号までの3件、報告につきましては第1号から第13号までの13件となっております。

このうち、知事戦略局・企画総務部・出納局所管分は、予算案が第1号の1件、条例案が第3号及び第4号の2件、契約議案が第12号の1件、報告につきましては第2号、第3号及び第11号の3件となっております。

それぞれの詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

なお、現時点における追加提出予定案件といたしましては、監査委員及び公安委員会委員、収用委員会委員の任期満了に伴う人事案件について、閉会日に提出させていただきたいと考えております。

それでは、予算案につきまして、令和8年度6月補正予算案の概要を御覧いただきたいと思います。

1 ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、1、編成方針に記載のとおり、未来に引き継げる徳島の実現に向け、長引く物価高騰や中東情勢に対応する県民生活・事業活動の下支えや安全・安心な暮らしの実現、魅力的な地域づくりなど、喫緊の課題に迅速に対応するため編成いたしました。

一つ目は、（1）安心度アップとして、新たな融資制度の創設による県内中小企業の経営安定化など、原油・物価高騰の影響を受ける県民生活や事業活動の支援、夏期スポーツにおける熱中症対策への支援など、子育て・教育環境の充実、ドクターヘリの早期再開に向けた専門的知見の活用など医療・介護提供体制の確保、安全・安心の確保と地域経済を支えるインフラ整備など、防災・減災対策の推進に取り組んでまいります。

二つ目は、（2）魅力度アップとして、プレミアム付き食事券の発行による県内経済活動の好循環の創出、あすたむらんどのリニューアルに向けた整備内容の具体化やアスティとくしまの利便性向上など魅力的な地域づくり、県内中小企業者等の設備投資支援など、生産性向上の促進に取り組んでまいります。

三つ目は、（3）透明度アップとして、県立中央病院において、ICT機器等の導入により働き方改革を推進するとともに、三好合同庁舎の設計等発注前支援業務を実施し、新庁舎整備を推進してまいります。

2、6月補正予算規模に記載のとおり、補正予算の規模は109億6,157万円となっております。

2 ページを御覧ください。

上段（1）に記載のとおり、今回の補正については、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、繰越金及び県債におきまして、歳入の補正額を計上いたしております。

また、下段（２）に記載のとおり、歳出につきましては、総務費から土木費及び教育費におきまして補正額を計上いたしております。

３ページを御覧ください。

歳出の性質別の内訳を記載しておりますので御確認をお願いいたします。

４ページを御覧ください。

先ほど、御説明申し上げました第２号の予算案につきまして、公営企業会計の状況を記載しておりますので御確認をお願いいたします。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、総務委員会説明資料により、知事戦略局・企画総務部・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

３ページを御覧ください。

一般会計補正予算、歳入歳出予算の総括表でございます。

総括表一番下の総計欄、左から３列目を御覧ください。

補正額は、１,２５２万５,０００円でございます。

その右隣を御覧ください。

補正後の総計は、諸局を含めまして１,３１６億７,６２８万２,０００円となっております。右の欄に財源内訳を記載しております。

４ページを御覧ください。

補正予算に係る課別主要事項説明でございます。管財課でございます。

目名、支庁費の摘要欄にありますとおり、三好合同庁舎整備事業の経費として７５３万５,０００円の補正をお願いしております。

これは、三好市が計画しております船井電機跡地施設との合築に当たり、基本設計等の発注に向けた諸条件の整理や検討を行うため、応分の負担を行うものでございます。

５ページを御覧ください。市町村課でございます。

目名、計画調査費の摘要欄、ふるさとミライカレッジモデル実証事業の経費として４９９万円の補正をお願いしております。

これは、国のモデル事業といたしまして、大学等と連携し、県内外の大学生によるフィールドワーク等の実施を通じて地域課題解決プロジェクトを推進するためのものでございます。

６ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額が４５７億８００万円、補正後の限度額が４８２億３,６００万円であり、２５億２,８００万円の補正をお願いするものでございます。

７ページを御覧ください。

その他の議案等といたしまして、まず、条例案が２件ございます。

ア、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

国において、特殊勤務手当の額の見直しや外務公務員の給与に関する法律が改正されたことに伴い所要の措置を講ずるものでございます。

８ページを御覧ください。

イ、地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

でございます。

地域再生法の省令が一部改正されたことに鑑み、県税の課税免除及び不均一課税の要件について所要の整備を行うものであります。

9ページを御覧ください。

（2）物品購入契約につきましては、無人型セルフレジを購入するものであり、契約金額は8,894万8,640円、契約の相手方は株式会社寺岡精工となっております。

10ページを御覧ください。

（3）令和7年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。

去る2月定例会で御承認いただきました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、表の左から4番目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり7億8,305万7,000円に確定いたしました。その内訳といたしまして課名と事業名を記載しております。

今後とも事業の適切な執行に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

11ページを御覧ください。

（4）令和7年度事故繰越し繰越計算書についてでございます。

公共入札検査課の翌年度繰越額につきましては、表中央の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、79万8,875円となっております。

受託者の倒産に伴う諸手続に不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰越しとなったものでございます。

12ページを御覧ください。

（5）専決処分の報告についてでございます。

この度、県有車両による交通事故につきまして6件の和解が成立し専決処分を行いましたので、その概要を御説明いたします。

1件目は、徳島市在住の方と賠償金155万2,898円で和解したもので、令和7年3月26日に、左折しようとした際、左後方から走行してきた相手の自転車に接触したものでございます。

2件目は、徳島市在住の方と賠償金8万6,645円で和解したもので、令和8年1月7日に、同乗者が駐車場で降車する際、隣に駐車していた相手車両にドアが接触したものでございます。

3件目は、徳島市在住の方と賠償金21万7,591円で和解したもので、令和8年1月8日に、駐車場で降車する際、隣に駐車していた相手車両にドアが接触したものでございます。

4件目は、三好郡東みよし町在住の方と賠償金17万2,000円で和解したもので、令和8年1月13日に、山道を走行中、見通しの悪いカーブで相手車両に接触したものでございます。

5件目は、鳴門市在住の方と賠償金11万6,424円で和解したもので、令和8年1月20日に、駐車場から出庫する際、隣に駐車していた相手車両に接触したものでございます。

6件目は、徳島市在住の方と賠償金16万9,393円で和解したもので、令和8年2月12日に、駐車しようとした際、隣に駐車していた相手車両に接触したものでございます。

交通事故の根絶には、継続的な意識改革が不可欠なことから、改めて安全管理体制の再

点検と交通法規の遵守を徹底し、職員の規範意識を高い水準で維持し、県民の皆様から信頼される事故のない県庁づくりにしっかりと取り組んでまいります。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、企画総務部から3点御報告申し上げます。

まずは、外郭団体の見直し方針についてでございます。

資料1－1を御覧ください。

資料1－2として全体版を添付しておりますが、本日は資料1－1に基づき概略を御説明申し上げます。

概要版にございますとおり、社会情勢が変化する中、将来にわたり質の高い行政サービスを県民の皆様を提供するため、現在、全庁を挙げて外郭団体の見直しを進めているところでございます。

これまでの県議会での御論議も踏まえ、今後の更なる取組に向けた見直し方針について取りまとめを行いましたので、御報告させていただきます。

初めに、見直しの基本的な考え方でございます。

資料記載の三つの視点、具体的には、時代のニーズに即した役割分担の明確化など事業・外郭団体の必要性、直営化等他の事業手法との比較検討をはじめとした事業手法・事業運営の効率性、自立に向けた経営努力や県からの人的関与の状況を含めた行政関与、補助・委託等の妥当性、これら三つの観点から、各団体についてゼロベースで見直しを検討してまいります。

次に、今後の見直しの進め方といたしましては、検討結果を踏まえ、団体ごとの見直しの方向性を明確にした上で、今年度の早期に、可能なものから具体的な見直しを実施してまいります。

また、現在の地方創生・経営健全化指針の対象期間が令和8年度までであることから、この見直しと並行し、令和9年度からの新たな指針の策定を予定しているところでございます。

取りまとめ結果につきましては、改めて本委員会において御報告をさせていただきます。

本県の将来像を見据えた不断の行政改革に、全庁を挙げてしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、合同庁舎整備基本方針についてでございます。

資料2－1を御覧ください。

各合同庁舎整備基本方針といたしまして資料2－2から資料2－4を添付しておりますが、本日は資料2－1に基づき概略を御説明申し上げます。

1、基本方針策定の趣旨につきましては、老朽化が進む、美波、美馬、三好の三つの合同庁舎について、災害リスクへの対応を強化し、非常時でも行政機能を維持できる強靱な防災拠点を構築するとともに、行政効率及び県民サービスの向上を図るための整備の方向性を定めるものでございます。

2から5までは、基本方針の内容となっております。

2、各合同庁舎の整備計画概要といたしまして、まず、美波合同庁舎につきましては、高台整備を最優先事項と捉え、地元自治体等と連携し、町役場や関係機関とのワンストップ化など利便性の向上を目指して検討を進めてまいります。

次に、美馬合同庁舎につきましては、現地建替えを基本とし、美馬保健所や西部こども女性相談センター等との集約化を検討してまいります。

また、三好合同庁舎につきましては、船井電機跡地へ移転し、三好市が計画する新施設との合築を推進してまいります。

次に、3、庁舎の現状と課題といたしまして、築年数に伴う老朽化、災害リスク、組織間連携といった現状の課題を整理しております。

4、新庁舎整備の基本的な考え方と主な機能につきましては、現状の課題を踏まえ、新庁舎が備えるべき基本的な考え方と機能を整理いたしました。

具体的には、徳島新未来創生総合計画のミッションに照らし、災害時でも行政機能維持が可能な構造や通信インフラの整備といった安心度を高める機能、オンライン申請や書かない窓口の導入による、魅力度としての利便性の向上、フリーアドレス等の柔軟なワークスタイルによる透明度の確保など、必要な機能を盛り込んでおります。

また、5、財源・整備手法といたしまして、有利な起債を最大限に活用するとともに、ライフサイクルコストを意識した設計や財政負担の平準化を推進してまいります。

今後は、本基本方針を基に、それぞれの庁舎について、持続可能かつ利便性の高い庁舎整備にしっかりと取り組んでまいります。

最後に、資料はお配りしておりませんが、不祥事案についてでございます。

令和6年11月に児童買春を行ったとして本年4月13日に逮捕されました保健福祉政策課の職員を、去る4月28日付けで懲戒免職処分といたしました。

また、同日付けで、令和3年度から令和6年度にかけて、当時在籍していた南部総合県民局県土整備部阿南庁舎において、委託業務の適正な契約・支払手続を怠り、自費での支払や支出負担行為の無断取消しを行った美波地域連携事務所の職員を懲戒免職処分といたしました。

この度の行為は、公務員としてあるまじきものであり、断じて許されるものではなく、誠に遺憾であります。

今後、県民の皆様からの信頼回復に向け、より一層の職員の綱紀の粛正及び服務規律の確保の徹底に努めてまいります。

企画総務部関係の報告事項は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平山尚道委員長

次に、関西広域連合議会議員の福山委員から、関西広域連合議会の活動状況について報告を受けたいと思います。

#### 【報告事項】

○ 関西広域連合議会について

福山博史委員

関西広域連合議会における審議の結果等については、総務委員会で報告する例になっておりますので、私から前回の報告以降に行われた事項について概要を申し上げます。

去る2月28日に大阪市において2月定例会が開催されました。

議員から、関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件の1件の議案、広域連合長から、令和8年度関西広域連合一般会計予算の件など計9件の議案がそれぞれ提出されました。

そのうち、当日追加提出となった令和8年度当初補正予算案については、令和8年度当初予算案とともに総務常任委員会に付託され、本会議休憩中に委員会を開催し審査され、全て原案どおり可決されました。

そのほか、一般質問が行われ、本県からは私が質問を行い、ドクターヘリについて、ワールドマスタースゲームズ2027関西を通じた生涯スポーツ社会の実現について、防災庁地方機関の誘致と関西広域連合の役割について、この3点に関して理事者の見解をたしたところであります。

その他、議員からは、副首都構想について、紀淡海峡ルートの実現についてなどの質問がなされました。

報告は以上であります。

平山尚道委員長

関連して、理事者において説明又は報告すべき事項があればこれを受けたいと思います。

#### 【報告事項】

○ 関西広域連合委員会について（資料3）

岡島広域行政担当部長

関西広域連合委員会に関しまして御報告させていただきます。

資料3を御覧ください。

令和8年2月定例会での御報告の後に開催されました計3回の委員会における主な協議事項等につきまして、御説明させていただきます。

まず、2月28日に開催されました第186回関西広域連合委員会についてでございます。

1ページを御覧ください。

関西広域連合協議会、大学生等との意見交換会（関西ミライトーク）についてでございます。

令和7年度は、本県におきまして、東京一極集中の解消に向けて、今、関西ができることをテーマに開催されました。

過去最多となります36チームから応募があり、予選を通過した9チームの政策提案につきまして構成団体の若手職員も交えた活発な意見交換が行われました。

最優秀賞に輝いた共助アプリ開発など、若者ならではの斬新な提案は、今後の関西広域連合の取組や運営等の参考とされることとなっております。

次に、4月23日に開催されました第187回関西広域連合委員会についてでございます。

3ページを御覧ください。

関西パビリオン出展効果等に係る調査研究報告書についてでございます。

本報告書は、関西パビリオンへの来館が関西各地を巡る周遊のきっかけとなる観光ゲー

トウェイ機能等を検証したもので、SNS分析の結果、関連投稿の65.7%が実際の訪問や訪問意向を示し、複数府県を巡る広域周遊の促進も確認されたところでございます。

各府県の趣向を凝らした個性溢れる展示やイベント等を通じまして、多くの方が実際に各地へ足を運んだことが実証されており、これらの分析結果を今後の誘客促進等の施策展開に生かしていくことを確認しました。

次に、5月28日に開催されました第188回関西広域連合委員会についてでございます。

11ページを御覧ください。

関西広域連合管内のドクターヘリの運航についてでございます。

大阪府及び徳島県ドクターヘリにつきましては、本年4月以降運航停止となっており、全国の航空運送事業者へ運航を打診してきたところ、徳島県ドクターヘリにつきましては、静岡エアコミュタ株式会社から、6月8日からおおむね7月末にかけ運航いただけることとなったこと、一方で、兵庫県と3府県、京都府、兵庫県、鳥取県のドクターヘリ2機につきましては、運航委託先である学校法人ヒラタ学園の整備士不足により、6月において2週間程度の運航停止期間が生じるとともに、7月から9月まで全日運航停止が避けられない状況であり、引き続き、国と連携し、構成府県とともに全国の航空運送事業者と調整、交渉を行うとともに、兵庫県及び3府県ドクターヘリにつきましては、関係府県と連携し、運航停止期間中のカバー体制等について調整を行うこと、さらには、5月27日に厚生労働省へ安定的かつ効率的なドクターヘリ運航体制の再構築等について緊急要請を行ったことにつきまして、広域医療局より報告がございました。

関西広域連合委員会に関する御報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます

平山尚道委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

岡田理絵委員

合同庁舎整備基本方針の概要で、3合同庁舎が老朽化しているので建替えの計画に入っているという説明を受けたのですが、その中にあった3庁舎、あと三好庁舎に関しての話とかも出てきたのですが、まず3庁舎を見ますと、どう考えても三好ではなくて、美波合同庁舎を一番先に取り組まなければいけないのではないかと思います。それに関して高台移転というような説明もあるので、条件はなかなか厳しいとは思いますが、やはり一番急ぐのは、まず美波合同庁舎の移転ではないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

千崎管財課長

ただいま岡田委員から、合同庁舎の整備については美波庁舎が最優先ではないのかという御質問を頂いたところでございます。

南海トラフ巨大地震の脅威が目前に迫る中、美波庁舎の整備は本県の地震対策における

最優先かつ喫緊の課題であると認識しているところでございます。

政府の地震調査委員会におけます最新の評価において、30年以内に南海トラフ巨大地震が発生する確率が60%から90%程度以上と示されていることにつきましては、正に一刻の猶予も許されない事態であると重く受け止めているところでございます。

このため昨年9月、重清議員の質問に対し、住民の安心度向上に資するため高台移転を基本に地元自治体や関係機関との協議を進めてまいるとお答えしたところであり、美波庁舎が発災時に災害対応の現地の拠点として機能し、何より地域住民の命を守る砦となるため、スピード感を持って検討を進めてまいります。

#### 岡田理絵委員

検討していただいているという話なんですけど、先ほどもおっしゃっていただいたように、いつ起こるか分からない南海トラフ巨大地震というところと、庁舎の役割としては発災後の指揮機能が多分集まってきているというところと、ここにいる職員さんが被災しないという一つの大きな目的もあって、それで発災後もきちんと、司令塔としての機能、避難もそうですけど、避難所の運営であったりとか、また様々な取組がうまくいくための拠点としての役割というのが非常に大きいと思います。是非美波合同庁舎が安心できる場所で、安全な場所で、地震が揺ってもびくともしないようなものを建てていただくように、一つ要望させていただきたいと思います。これも早くというところで、スピード感を持って是非取り組んでいただきたいと思います。

それとあと、もう一つの資料で出てきた三好合同庁舎なんですけれども、三好市のにぎわい交流と防災拠点と一緒に造られるということと、三好の船井電機さんの跡地で合築されるという説明があったのですけれども、これはどういうメリットがあるのかという部分を、まず教えてください。

#### 千崎管財課長

ただいま岡田委員から、三好市施設との合築のメリットについて御質問を頂いております。

三好合同庁舎と三好市施設との合築は、地域防災力の強化、利便性の相乗効果、財政負担の縮減と効率化の大きく3点のメリットを見込んでいるところでございます。

第1に地域防災力の強化でございます。

新庁舎の整備に当たりましては、最新の耐震設備や災害時に柔軟なレイアウト変更ができる執務スペースを備えることで災害対応力が高まり、庁舎が果たすべき司令塔機能を維持、発揮できるものと考えております。

特に現庁舎の課題であったきょうあいな進入路を解消することで、大規模災害時における大型車両の円滑な通行や緊急物資の輸送が可能となります。

さらに、隣接する広域避難所であります池田総合体育館との機能補完も含め、エリア全体で防災機能が強化できるものと考えております。

第2に利便性の相乗効果でございます。

合築により、例えば行政窓口での手続のついでに図書館へ立ち寄る、また多目的スペースでの活動に参加するといった1か所で複数の用件を済ませられるワンストップ化が実現

します。

さらに、様々な世代が同じ空間を日常的に共有することで新たなコミュニティやにぎわいが生まれ、単なる行政手続の場を超えた地域の居場所としての質的な利便性を高めるものと考えているところでございます。

第3に財政負担の縮減と効率化でございます。合築により建物の基礎や外壁、屋根、さらには空調・電気設備などの共通部分を一体化することで、単独整備と比較して初期の建設費用の抑制が可能となります。

また、完成後の清掃、保守点検など、維持管理面におきましてもランニングコストの削減が図られるものと考えております。

このように県と市の主要機能が中心市街地に集約されることで、地域の利便性向上やにぎわいの維持に寄与するものと考えております。

#### 岡田理絵委員

確かに、行政に手続に行った帰りに図書館へ行ってとか、それぞれのにぎわいのある場所でのイベントに参加できるというのは、1か所にまとまっているメリットなのかなと思います。

今、経費の面のお話もあつたのですけれども、具体的にどれぐらい安くなるというのを算出されているのですか。

今、物価高騰とか資材が上がるとかいう、いろんな社会的な背景とかはあるのですが、ただ安くなるというからには、県にとってのメリットとしてどれぐらいを算出して、例えば3割引きなのか、4割引きなのか、半額なのかという、ある程度数字を出されていると思うのですが、そのあたりはどのぐらいの規模で減額できると読まれているのでしょうか。

#### 千崎管財課長

ただいま岡田委員から、合築により経費がどれぐらい削減できるかとの御質問を頂いたところでございます。

工事費の総額につきましては、今回の基本協定で合意した施設構成に基づき、今後着手する基本設計等、発注前支援業務におきまして概算事業費の積算を行うこととしており、先ほど委員がおっしゃったように、昨今の建築資材価格の高騰や労務費の動向を慎重に見極める必要があることから、具体的な金額については、今後、精査を行ってまいりたいと考えております。

合築整備の最大のメリットは、受変電設備や非常用発電機、さらには駐車場や会議室といった諸機能を県と市で共用化することにあるため、これによりそれぞれが単独で整備する場合と比較して延べ床面積や設備投資を大幅に効率化し、全体の事業費を抑制することが可能となると考えております。

具体的な金額については今後精査することとしておりますけれども、参考として他県の建設工事費の事例を申し上げますと、例えば令和7年6月に完成した稚内市役所は約6,600㎡で工事費総額約59億円、令和7年5月に完成した大阪府島本町役場は約4,350㎡で約34億円と聞いております。

今後、昨今の建築資材の高騰や人件費の上昇も踏まえまして精査してまいりたいと考えております。

#### 岡田理絵委員

いろいろな事例を見ながら、合築することのメリットというところで踏み切っていかれるということですので、それはそれで住まれている方のメリットもあるし、県としてのメリットもあるということで、それは進めていっていただいていいと思うのです。

ただ、この間の台風でも割と山のほうで雨が降って土砂崩れとかいろいろありましたので、美波町の規模とはまた違うものかもしれませんが、この3庁舎管内に住まれている方が安心できるように、合同庁舎の意義と住民の方の安心・安全という意味でこの3庁舎の案が出てきたということで、全てにおいて3庁舎ともできるだけ速やかに、早く完成できるように進めていただけたらと要望して終わります。

#### 元木章生委員

私からも関連で、三好合同庁舎の設計と発注、支援事業に関係して、幾つか質問をさせていただきます。

重複する部分があるかもしれませんが、まずこれまでの経緯と検討状況について、お伺いしたいと思います。

美波、美馬、三好の3合同庁舎の整備は、老朽化対策のみならず大規模災害時の防災拠点の確保、さらには人口減少が進む地域におけます行政サービス維持の要でありまして、重要な課題であると認識いたしております。

特に私の近くの三好合同庁舎の整備につきましては、三好市が検討を進めております船井電機跡地への交流センターや図書館等との合築案が議論されております。

船井電機跡地の利活用については、三好市にとっては数年来の懸案でありまして、住民から様々な御意見が寄せられているものと承知いたしております。

三好庁舎の移築につきましては、昨年11月議会の本会議におきまして竹内議員から質問がなされておりまして、その答弁の中で令和7年度中に美波、美馬の各合同庁舎とともに、平時の利便性向上や災害時の拠点としての機能を持たせていく観点から整備の基本方針を策定するとし、三好合同庁舎につきましては、建設費や維持管理費抑制の観点などから、ミライケの事案を踏まえて三好市施設との合築も視野に入れて進めるということでございました。

これらの質疑を踏まえまして、改めてこの合築案について、県が三好市に対しまして共同整備を提案した経緯はどのようなものか、またいつ頃から協議が始まりどのような検討を重ねてきたのか、お伺いいたします。

#### 千崎管財課長

ただいま元木委員から、三好庁舎が船井電機跡地施設と合築することとなった経緯について御質問を頂いたところでございます。

美波・美馬・三好の3合同庁舎の整備につきましては、6合同庁舎等あり方検討会で令和6年度から検討を進め、昨年11月議会では合同庁舎整備基本方針策定事業として予算を

計上させていただいたところでございます。

この間、検討状況を踏まえまして、昨年9月議会におけます重清議員からの御質問に対し、知事から美波庁舎については高台移転を基本に地元自治体との協議を進めること、美馬庁舎につきましては美馬保健所庁舎との統合を視野に検討をすること、また三好庁舎につきましては三好市内での移転改築を基本的な方向性とし、地元自治体と協議を進めることを答弁させていただいたところでございます。

また、2月議会におきましては眞貝議員からの質問に対しまして、三好庁舎と船井電機跡地施設との合築を視野に協力を求めて申し入れたところ、三好市から可能な限り協力するとの回答を頂き、引き続き協議を進めるとの答弁をさせていただいたところでございます。

こうした中、去る5月25日に整備における県と市の役割分担や連携事項を定めた包括的な基本協定を締結するに至ったものであり、今後はこの協定に基づき、市とこれまで以上に連携を図りながら、スピード感を持って事業を推進してまいりたいと考えております。

元木章生委員

次に、移転改築候補地の選定についてお伺いいたします。

策定された基本方針によりますと、三好合同庁舎については中心市街地にあります船井電機跡地への移転及び市施設との合築を推進するとされております。

このプロジェクトは三好市のまちづくりにおいて大きな期待が寄せられている一方、なぜ移転先としてこの場所を選定したのか、ほかにもっと適した場所はなかったのかといった点についてもいろいろな御意見を頂いておりまして、住民の関心も高いテーマなのかなと感じておるところでございます。

三好合同庁舎と三好市の交流センター、図書館等との共同整備を検討するに当たりまして、施設の機能や利便性向上はもちろんのこと、建設地の選定は極めて重要な要素であると考えております。

御承知のとおり、三好市池田町は平坦部で有効に使える土地が少ないと言われておりまして、土地確保の困難性から三好市出身の方でも周辺の市町に新築する方もたくさんいらっしゃいます。

一方において、人口減少、高齢化が進んでおりまして、空き家や空き施設も増加傾向にあることから、これらの民間の土地の有効活用やほかの県有地などで活用がなされていない遊休公有地の活用も課題であり、こういった土地についてもしっかりと調べた上で候補地を選定したらどうかというような御意見もございます。

そこでお伺いいたします。

建設候補地の選定に当たってどのような候補地を検討したのか、また船井電機跡地の選定に当たって重視した評価項目は何か、防災面や交通アクセス、公共交通や高速道路インターチェンジとの接続、駐車場の確保、周辺施設との連携などについて、どのような比較検討を行ったのか、また将来的な人口動向やまちづくりの方向性をどのように考慮したのか、県の見解をお伺いいたします。

千崎管財課長

ただいま元木委員から、移転改築候補地の選定についての御質問を頂いたところでございます。

まず、移転を決定した大きな理由についてでございますが、現在の三好合同庁舎につきましては、庁舎の一部に活断層が存在していることに加え、進入路がきょうあいであり、緊急時における大型車両の円滑な運行に課題があり、大規模災害時における安全確保や防災拠点機能の維持が極めて困難であると判断したためでございます。

なお、徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例におきましても、新築等を行う場合は活断層の直上を避けなければならないとされているところでございます。

移転先の検討に当たりましては、防災拠点としての安全性はもとより、県民の皆様の利便性や地域の活性化など多角的な観点から、6合同庁舎等のあり方検討会において検討を重ねてきたところでございます。

その結果、候補地として選定しました船井電機跡地は、三好市の中心市街地に位置する交通の要衝であり、市が計画する図書館やホール等の新施設との合築が可能であるという大きなメリットがあると判断したものでございます。

この場所へ移転、合築することにより、行政手続の利便性が向上するだけでなく、文化、教育、交流機能が融合し、子供から高齢者まで多様な世代が日常的に集うにぎわいの拠点を創出することが可能となると考えております。

#### 元木章生委員

今の答弁では、ほかの候補地は検討されなかったということなのかなと感じております。

活断層のお話もございました。この合同庁舎というのは災害時の行政機能を維持する重要な拠点でございますけれども、現在の合同庁舎も今回の建設予定地も共に、中央構造線活断層系の一つである池田断層が東西に貫いておりまして、それに沿って崖があって、現在の候補地横にはため池もあるというような状況でございます。

このような観点から、土砂災害や河川、また池の氾濫などのハザードリスク、さらには災害発生時の道路ネットワークの確保、防災拠点としての機能発揮といった観点について、候補地ごとにどのような評価を行ったのか、お示しいただきたいと思います。

#### 千崎管財課長

ただいま元木委員から、船井電機跡地の近くにも活断層が通っており、安全性に問題はないのかという御質問だったかと思えます。

御指摘のとおり、新施設の計画地である船井電機跡地の周辺は、徳島県が指定する特定活断層調査区域に隣接しております。

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例では、特定活断層調査区域において新築等を行う場合は、活断層の直上を避けなければならないとされております。

一方で、直上を避ければ特定活断層調査区域内でも新築等を行うことが可能とされているところでございます。

施設整備に当たりましては、地域防災力の強化に資するものとなるよう、今後整備を進めてまいります。

## 元木章生委員

建設地というのは、一度決まりましたら数十年にわたりまして地元の三好郡市や県西部の行政の拠点となってまいります。

単に用地取得の容易さですとか建設費抑制等の視点を重視して判断するのではなくて、建物が完成して利用される中で生じる可能性のある様々なリスクを想定しながら、防災面、利便性、将来のまちづくりとの整合性を総合的に判断していただき、三好市、東みよし町にお住まいの県民などの長期的な満足度を最大化できるような場所を選定していただきたいと思います。

そして、先ほど合築のメリットについての質疑がございましたけれども、私からはデメリット、課題についてお伺いしたいと思います。

共同整備というのは課題もあると考えております。行政機能と文化施設という性質の異なる施設が同居することになりまして、一般的には計画運営の難しさやコスト、リスク面でのデメリットがあるとされています。

例えば、関係者が多くなり県と市の意思決定に時間を要して難しくなること、また将来的な管理運営や費用負担の在り方、セキュリティの確保、利用時間や施設運営の違い、用途ごとに耐用年数に差がありまして、将来的な改修や建替えの時期の調整が難しくなることなどが想定されます。

今後の事業推進におけるリスク管理について、県の見解をお伺いいたします。

## 千崎管財課長

ただいま元木委員から、合築のデメリット、課題についての御質問を頂いたところでございます。

新庁舎は行政事務を執り行う庁舎としての機能と、広く市民が利用する文化施設という異なる性質の施設を合築することから、共有部分の管理や施設配置、将来の運営方法など、多面的な調整が必要となると考えているところでございます。

こうした懸念を払拭し、将来にわたって安定的かつ持続可能な事業を推進するため、県と市の間で締結しました基本協定におきまして、県市が協調して整備すること、また互いに協力し、信義を重んじ、誠実に履行することを定めているところでございます。

今後、この協定に基づき、整備後の維持管理につきましても、適正な負担割合などをあらかじめ定めておくことで、将来にわたり円滑な管理運営が図られるよう万全を期してまいりたいと考えております。

## 元木章生委員

合築のメリット、デメリットというのを、しっかりと分析していただきまして、比較して結論を出していただきたいと思います。

また、三好市との基本協定についてもお伺いさせていただきたいと思います。

去る5月25日に、徳島県合同庁舎及び三好市にぎわい交流防災拠点施設整備等に関する基本協定を結んだと報告を受けております。

このうち各主体の役割について、三好市が事業主体として施設の設計工事等を行い、県

は事務の効率的な遂行及び機能確保、その他、施設全体の利便性確保の観点から助言、協力を行うということであります。

県の職員が主に県が所管する行政事務を行い、三好市以外の県民を含む住民サービスを行う拠点を整備するに当たり、県三好合同庁舎の設計工事などを三好市に任せてしまうことで、事業実施に当たり何らかの問題や課題が生じた際に、県の責任が三好市に転嫁されて、責任の所在が曖昧になって問題が複雑化するのではないかと懸念もございます。

また、施設の完成後においても、三好市の設計工事等による庁舎で県職員が勤務する上で、庁舎の修繕や改築、解体が必要になった場合は、どのように役割分担をして事業を行うのか、県として県の合同庁舎整備に係る設計や工事等を行うに当たっては、積極的に事業主体としての役割を担っていくべきではないかと考えますが、所見をお伺いします。

千崎管財課長

ただいま元木委員から、基本協定の役割分担について御質問を頂いたところでございます。

今回の合築整備におきましては、一体的な施設整備としての事務の効率化や迅速な事業推進を図るため、三好市が事業主体となって設計や工事、工事管理を一括して実施することとしております。

去る5月25日に締結しました基本協定におきましては、県と市が協調して整備することや、互いに協力し、信義を重んじ、誠実に履行することを大原則として定めており、双方の協力体制の下で事業を進めることとしております。

この基本協定に基づきまして、合同庁舎の機能確保や施設全体の利便性向上について、市に対して必要な助言及び協力を適切に行い、施設整備を進めてまいりたいと考えております。

元木章生委員

それでは最後に、今後のスケジュールについてお伺いさせていただきます。

私は人口減少が進む県西部地域におきましては、県と市が連携して限られた財源を有効活用する視点がこれまで以上に重要になってくると考えております。

その上で、県は今後、市との調整をどのように進め、整備を加速させていくおつもりなのか、特に設計の発注時期など詳細なスケジュールについてお伺いします。

千崎管財課長

ただいま元木委員から、今後のスケジュールについての御質問を頂きました。

三好合同庁舎の整備スケジュールにつきましては、まずは締結した基本協定に基づき設計、発注に必要となる諸条件について、年内の整理を目指してまいりたいと考えております。

そのため、今議会において基本設計等発注支援に係る費用を計上させていただいたところでございます。

設計発注後の具体的な進め方としましては、基本設計の策定プロセスにおきましてパース、いわゆる完成予想図の作成など、できるだけ早い段階で住民の皆様へ新庁舎の将来の

姿を具体的にイメージしていただけるよう努めてまいります。

今後の全体スケジュールとしましては、三好市の施設整備基本計画では令和13年度中の開館を目指しており、県としてもそれに合わせ整備を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、三好市と緊密な連携を図りながら着実に事業を推進してまいります。

元本章生委員

公共施設というのは、建設費だけではなくて完成後数十年にわたる維持管理費が大きな負担となってまいります。

また、空調や照明などの複数設備の一括導入によりまして、施設のエネルギーマネジメントを進めて維持管理費の削減を進めていただきたいと考えております。

県と市が連携して防災機能の強化と財政負担の軽減を両立できる施設整備となるよう、十分な分析、精査と、住民との合意形成を進めた上で、令和13年中の供用に向けて着実かつスピーディーな推進をお願いいたします。

あと、議案第12号、無人型セルフレジの導入について確認をさせていただきたいと思います。

今回の議案の中で、各合同庁舎において証明書の発行手数料や各種使用料などの収納業務の効率化を目的として、無人型セルフレジの導入を進めているということでございます。そこで、セルフレジ導入に要した初期費用及び年間の維持管理費はどの程度となっているのか、また今後の更新費用も含めまして、どのように見込んでいるのかをお伺いいたします。

大久保出納局副局長（会計課長事務取扱）

無人型セルフレジの導入に係る初期費用及び年間の維持経費がどの程度かと、それから今後、更新費用も含めてどの程度を見込んでいるのかといった御質問でございます。

セルフレジ導入に要する初期費用といたしましては1台当たり約300万円、年間の維持管理費は1台当たり約20万円でございます。

令和7年度、昨年度に先行導入いたしました万代庁舎のセルフレジ、万代庁舎に1台セルフレジを先行導入しておるところでございますけれども、それを合わせた29台の総額で見ますと、今回の導入機器について5年間運用したといたしますと、掛かり得る経費につきましては単純計算で約1億1,600万円の見込みでございます。

それと、機械の耐用年数についてでございますけれども、約5年から7年程度と聞いておりまして、機器の更新を検討する際には、各種申請手続の電子化の状況でありますとか、各窓口におけます現金の取扱いの必要性など、改めて確認いたしました上で、配備台数の見直し、それから自動釣銭機のないキャッシュレス専用機への移行など、耐用年数経過後の更新が必要最小限の経費で実施できるように調整してまいりたいと考えております。

元本章生委員

セルフレジ導入の目的というのは、単にキャッシュレス化や機械化を進めることだけではなく、県民サービスの向上や職員の皆様方の業務負担の軽減につなげることでありと考えております。

そこで導入後、窓口業務の効率化や待ち時間の短縮による住民の利便性向上、職員の負担軽減など、具体的にどのような効果を見込んでいるのか、またその効果をどのように検証していくおつもりなのか、お伺いいたします。

大久保出納局副局長（会計課長事務取扱）

導入後の窓口業務の効率化、待ち時間の短縮、職員の負担軽減など具体的にどんな効果を見込んでいるのかということ、そしてその効果をどのように検証していくのかといった御質問でございます。

具体的に申しますと、収入証紙に代わる納付方法ということで無人型セルフレジ、いわゆるキャッシュレス端末を導入していくわけでございますけれども、収入証紙のように購入に時間や場所が限られることなく、県民の皆様や事業者の皆様におきましては申請窓口のある庁舎で手数料や使用料を支払っていただくことができるようになるというところが一つ大きな効果、メリットでございます。

また、収入証紙の廃止によりまして、私ども県職員といたしましても新たに収納事務が発生することになってくるわけでございますけれども、本県におきましてはセルフレジと庁内の財務会計システムを連携させますことで、新たに発生する収納事務の効率化を図ることができると考えております。

さらに、集約窓口に無人型セルフレジを導入することで、職員が直接、県民の皆様と対面して支払に対応する機会を減らしたりとか、あと対人トラブルでありますとか、職員によります釣銭の受渡しのミスといったところを防ぐこともできるというように考えております。

効果の検証方法というところでございますけれども、今後、利用者のアンケートなどを実施していけたらと考えておるところでございます。

元木章生委員

セルフレジというのは、高齢者をはじめとして機械操作に不慣れな方への対応も重要であると考えております。

利用者からの反応ですとか満足度を検証しながら、操作の支援ですとかトラブル対応について合同庁舎毎に、しっかりと体制を整えていただきますようお願いいたしまして、質問を終わります。

平山尚道委員長

午食のため休憩いたします。（12時03分）

平山尚道委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

浪越憲一委員

先ほどの庁舎の再編について関連で、美波のお話もありましたし、一応大きな枠組みの

中に美馬もございましたので、元木委員の地元の三好庁舎のお話も、それぞれの今しなくてはいけないという状況の中で三つの再編が、これから再編というか、行われると。

詳細については、皆さんお話しいただきましたので1点、私の感じるところで申し訳ないんですけど、美波庁舎につきましては南海トラフ巨大地震、これは最重要課題であって、それに対応する、もちろんそうだと思います。

三好庁舎に関しては県市協調の下であります。美馬に関しましては保健所ですかね、おっしゃるとおりすごく古い。古いと言ったら失礼ですけど、歴史を刻んでこられているところであって今回集約となりました。それも重々承知しております。

ただ、これは県にとっても50年に1回、若しくは40年に1回のビッグプロジェクトの一つだと思うのですよね。飽くまでも公的機関を、施設のハード面を変えるのではなくて、投資が生まれることも考えたら、公的経済効果を一つ頭の中の片隅でも結構なので、そういったことも含めながら、再編計画の中で進める手順も時期も含めて、公的経済効果は必要だと私は感じます。そのあたりは何かお考えがございますか。

#### 千崎管財課長

ただいま浪越委員から、公的経済効果についての御質問を頂きました。

庁舎整備につきましては、多額の公費を投入する極めて大規模なプロジェクトであり、公的経済効果について計量的に申し上げることは難しいですけれども、何点か申し上げますと、第1に地域経済への波及効果がございます。一般的に大規模工事では地元の建設業者や関連事業者が広く参画することにより、地域内における雇用の維持・創出や企業利益の確保につながると考えております。

第2に防災拠点の確保における経済的損失の回避でございます。防災拠点としての庁舎を確保することは発災直後から迅速な救命・復旧活動を指揮し、地域のインフラや経済活動を早期に始動させることにつながるものと考えております。

第3にライフサイクルコストの最適化による財政効果でございます。分散していた庁舎の集約やデジタル化に対応した最適なオフィス環境の構築により業務の生産性が向上し、これにより行政運営全体のコストの削減が図られるものと考えております。

第4に周辺地域の活性化でございます。庁舎という拠点が固定されることで周辺の経済環境に好影響を与える効果が期待でき、持続可能なまちづくりに寄与するものと考えております。

本事業の推進に際しましては、コストの最小化に十分に配慮しつつ、これらの公的経済効果が発揮されるよう努めてまいりたいと考えております。

#### 浪越憲一委員

説明いただいたとおり、様々な分野で公的経済効果の分だけでなく、考えられることがあると思われます。その先では大きな政策判断の一つでもあると思われますので、是非そのあたりはコスト削減の視点も大事かと思われますが、官工事の視点から考えてみても長年にわたって、これから40年、50年利用すべきであると。

そして今、縮小社会になっていっております。南と西、西と南という形でして、東部以外は縮小社会の現実からは逃げることはできません。ということは公的機関の政策プロ

ジェクトというのは一つ重要なところと思われますので、特に三好市、美馬市は都市計画のエリアに入っております。

是非とも地元の市町村と様々な意見交換をしながら、長期的に投資が生み出せるような環境づくりも是非、頭の中に入れていただきまして政策を実現、そして執行していただけるように要望しまして終わります。

立川了大委員

私からは法制監察課にお聞きしたいんですけど、まず議員として活動していて法制監察課さんに何かで関わるということが今までなかったのです。

ですので、実際、課として何をされているのかというところから、まずは御説明いただきたいと思いますのでお願いします。

山崎法制監察課長

ただいま立川委員より、当課の所管業務について御質問を頂きました。

法制監察課の所管業務につきましては、まず法制業務といたしまして県議会に提案させていただきます条例案ですとか、知事が定めます規則の審査を行うほか、各所属の事務処理に伴って生じます法的問題について外部の専門家に指導助言を受けるための法務相談の運営を行っております。

また、公文書管理業務といたしまして、県から発出いたします文書の審査、あるいは知事印等の公印の管理、さらには監察業務といたしまして、職員の適正な職務執行を確保するための公益通報制度に基づく調査などを所管しておるところでございます。

立川了大委員

すみません、今、御説明に出てきた法務相談というのは何か教えてください。

山崎法制監察課長

ただいま、法務相談に関する御質問を頂きました。

法務相談につきましては、各課の業務に関して生じます法的問題につきまして適切な指導助言を受けるための相談先といたしまして、県内弁護士への委託により、当課において法務相談員を設置しておるところでございます。

相談員には、基本的に週1回でございますけれども定期的に来庁いただきまして、法的相談や助言を求める所属が必要に応じ随時相談できる体制を確保しておるところでございます。

なお、各所属が当課を介さず法務相談員に当たる弁護士に相談をされること、あるいは法務相談員以外の弁護士に相談することも、当然ながら可能となっているところでございます。

立川了大委員

そうしたら、そういう法務相談の業務をされているということで、御課でやられている法務相談事業の中で今、話題にもなっているというか、前知事時代の県立新ホール計画を

紹介するというか、万代中央ふ頭での展覧会中止の件について、県土整備部とか港湾政策課、そういう関連する部署から何か法務相談があったのかなかったのか、お答えできる範囲で教えていただければと思います。

山崎法制監察課長

ただいま、万代中央ふ頭での展覧会に関する相談の有無について御質問を頂きました。

当該事案につきましては担当課、担当部局において現に個別対応中の事案でございますので、当課からは相談の有無につきましてお答えをすることは差し控えさせていただきます。

立川了大委員

お答えは控えさせていただくということで、分かりました。

今日はこれで終わりますけど、また気になることがあったら付託委員会でいろいろ聞かせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

長池文武委員

何も言うつもりはなかったのですが、最近話題になっているので、先ほどおっしゃっていたのが何も言わなかったら、マスコミさんももったいないなと。

先ほど法制監察課は何をしているところですかとお聞きになったのですが、私は知事戦略局がいまいちよく分かっていなくて、名前が知事戦略局でしょう。何をしているところかというよりは、知事が県庁のトップですから、読んで字のごとくそれを支える役割なのだろうなと思っています。

先ほどの御挨拶の時もあったように、各部局との連絡調整とかそういうところなんだろうなと思うんですが、アドバイスとかを求められたり、いろいろ知事からの指示があったりするのを、まず受け止めるのが知事戦略局かと思うのですけれども、そのあたりは私の認識でよろしいでしょうか。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

今、長池委員から、知事戦略局の役割と知事からの指示をどのようにというところ、大きく2点、御質問いただいたかと思います。

まず1点目、知事戦略局につきましては、秘書、広報、県行政の総合的な企画調整を所掌しておりまして、具体的には県の重要施策に係るものの部局間調整でありますとか、対外的な総合窓口を担っているところでございます。

知事からの御指示についてというところでございますけれども、これにつきましては例えば直接、秘書室長である私に御指示がある場合もございますし、直接関係する担当部局に御指示が行く場合もあろうかと思っています。

長池文武委員

逆に皆さんのほうから知事にアドバイスをしたり、こうしたほうがいいですよということはあるのでしょうか。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

我々からどのようなアドバイスをする場面があるのかという御質問でございますけれども、常々知事とはコミュニケーションを取っております。

当然ながら知事から御指示をいただく場合もございますし、我々から御助言等をする場面もございます。

長池文武委員

多分、庁内では一番知事に近い部局なのかなと認識しているのです。

それは今、御答弁にあったように、まずは知事の指示を受けたりするのだらうと思うのですが、皆さんの中で誰が一番、知事と親しいのですか。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

知事戦略局の中で誰が一番コミュニケーションを取っているのかということかと存じます。

これにつきましては、秘書室長である私が日々、知事とコミュニケーションを取っておりますので、私かと思います。

長池文武委員

一ノ宮室長ですね。大変ですね。

展覧会の中止の件ですが、今回の件というのは、私は新聞も余りきちんと読めていないし、昨日の記者会見もよく認識していないけど、毎日のように新聞に出ているのです。大ごとのようになっているのですが、県行政の中では大ごとなのかどうか、知事戦略局、一ノ宮室長でいいのですけど、今回の件は大ごとなのか、それとも別に間違ったことをしていないからそのうち収まるという小ごとなのか、認識としては今回の件をどう捉えていますか。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

委員から、今回の万代中央ふ頭の件についてということでございまして、これにつきましては、担当部局が適切な事務処理を行ったものというふうな認識でございます。

長池文武委員

じゃあ、適切だから大ごとでないということでもいいんでしょうかね。もう一回お願いします。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

再問という形でございますが、これにつきましては担当部局である県土整備部が適切な事務執行をしたというふうな認識でございます。

長池文武委員

適切かどうか聞いているのではなくて、大ごとかどうかというのを聞いています、認識として。

世間一般には毎日のように一面をにぎわせて、世間一般には大ごとに見えるのですが、認識はどうかということですよ。

適切というのは、もちろんそう言うでしょう。私も適切に見えるよ、言っていることを聞いていたら。

だけど昨日、知事の記者会見は臨時だったのかな、臨時の記者会見までする、その準備は皆さん方がしているのでしょうか。中身だってどこが書いたのか知らないけどチェックしているのでしょうか。どうなのですか、大ごとなのですか。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

再度の御質問を頂いたところでございます。

我々は日々、行政事務を遂行していく上で、様々な場面でその都度判断をする場合がございます。

当該事案につきましても、その中で担当部局がしっかりと適切に判断したものというような認識でございます。

長池文武委員

言いにくい質問をあえて聞いているのだけど、担当部局から知事に報告があったみたいですね、今回の件。それは直接、知事に電話で連絡して、こういうようになりましたと言うのか、1回こういう話を知事に持っていこうと思うのだけどというふうに、知事戦略局が1回受け止めた上でそういう話になったのか、その情報の流れを教えてください。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

委員から、当該事案に係る情報の伝達の順序というような御質問を頂いたかと思えます。

当該事案につきましては、5月29日夕方頃だったかと記憶しておりますが、まずは担当部局から直接、知事に報告が入ったと。その後に担当部局から知事戦略局、私でございますが、私に報告いただいたと、こういうふうな流れでございます。

長池文武委員

分かりました。

多分、今回、取りやめをして、中止にさせて、その理由も昨日まちづくりというか、にぎわいに沿わないみたいなことを言って、私はあれは非常に理由として一応筋は通っているのかなと思いました。

それはあんな所で、もっとにぎわいをつくってほしいというエリアだから、その筋は通っているなと思ったのですが、問題は昨日の昼、何か知事から圧力を受けたみたいな記者会見もあったようで、知事はそんなことは言っていない、勘違いと違いますかっていうふうな、全然食い違っているんですね。これは分からない、はっきり言って。言った、言わない、だからね。分からないのだけど、今までの知事の言動で知事は言ったのではないかなというふうに何となく私は感じてしまっています。

また要らんことを言ったのではないかなという感覚を持っておるのですが、誰も真意は分からない。でも県庁で一番近い存在ですから、一ノ宮室長。言った、言わないは分からないけども、言いそうだなと思いませんでしたか。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

委員から、知事の発言について御質問を頂きました。

当該事案に係る知事の発言につきましては昨日、知事が記者会見でお答えしたとおりというところでございます。

長池文武委員

ごめんよ、こんな押し問答みたいな感じで。

議員の中では知事と仲が良いのは、浪越委員とかは仲がいいので、かといって浪越委員に質問するわけにいかないの。言いそうだなという感覚はあるのかなと思いますが。

何が言いたいかというと、そういうことが繰り返される中で、私は一ノ宮室長が近い人だから、全然そんな人ではないんですよと言い切ってくれるのかなと思って質問したのです。私は言いそうだなと思って。

いや、本当の知事はそんなのではなくて、あれは、ねつ造とまでは言いませんけども勘違いですよ、普段の知事はそういうことは言いません。あなたが知らないだけです、ぐらい言ってくれたら、そうかと思います。

私は知事と近くないから。歳は一緒に、大学も一緒に、大学のブランドが今、落ちつつあるのですが。

そういうことで、緊急で通告もしていなかったのですが、今後、言った、言わない問題とプラス中止にしたということの経緯は多分、おっしゃっていた担当部局が今、県土整備委員会で言われているのだろうと思いますが、アドバイスもしてください。知事戦略局というのだったら、戦略的に。

本当に頼みます。こんなことで。筋は通っているんだから、外堀は。問題は言った、言わないという知事本人の問題なんです。そこで、それを県庁の中で一番近い一ノ宮室長がきちんと言わないといけない。今までそういうことを知事にアドバイスなり指導したことはありますか。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

日々の業務の中での知事への助言ということでございますが、知事とは日々常々コミュニケーションを取っておりまして、私どものほうから御助言をする場面も当然ございます。

長池文武委員

そういうことで、是非守ってあげてください、知事を。本当に。

一人で、多分行政のトップというのは非常に孤独だと思いますので。それが仕事だと思うのです。戦略も何もない、知事を守る、いかにして守るか、是非こんなことで、言った、言わないがずっと続くのは非常に良くないなと思います。

だから今後の知事の発言に対しても、しっかりとアドバイスするなり、守るような形で

やってもらわないと、私だって言いたくもないことをこんなふうに言わなければいけない。  
守りようがないといえば守りようがない、みんながおらんところで言ったことだし。何か後で感想があったら言ってください。

そういうことで、今日は事前委員会ですので、議案説明を受けてそのままスルーしようかと思ったんですが、余りにも報道のほうでも騒がしいということで、逆にこの件に関してスルーするわけにはいかないという意図で言いましたので、また追加で、付託委員会の時に何かあれば言わせてもらいますが、今日はこのぐらいにしておきます。

立川了大委員

すみません、長池委員さんの話を聞いて、一ノ宮室長の御答弁で、今回の万代中央ふ頭の事案は担当部局が適切に判断したと思っているという御答弁だったんですけど、これは秘書室長として適切だと思っているのか、知事戦略局としても同じ考えなのか、そこを教えてください。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

立川委員から、当該事案につきまして適切であるのかということについて御質問を頂きました。

これにつきましては先ほど申し上げましたように、担当部局から私に報告を頂きまして、当然、知事戦略局でございますので、局内でも共有し、対応したというところでございます。

立川了大委員

局内で共有をして対応したということですけど、局内で共有した時の対応の中の一つに、例えば知事戦略局から法制監察課に法的に大丈夫なのかという相談をしましたか、していませんか。教えてください。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

委員から、相談したのかというところでございますけれども、これについては知事戦略局内の共有までというところでございます。

立川了大委員

知事戦略局内の共有までというのはどういう意味なのか、詳しく教えてください。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

共有とはというところでございますけれども、知事戦略局内で情報共有をしたところまでというところでございます。

立川了大委員

万代中央ふ頭の中止の件の情報を共有したまでということではよろしいでしょうか。これ以上でもこれ以下でもないという認識ではよろしいでしょうか。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

共有についてでございますけれども、知事戦略局内での共有というところでございます。

立川了大委員

共有のみという。では共有された時に、この知事戦略局にはたくさんいらっしゃるんですけど、誰からもこれは大丈夫ですかとか、今は表現の自由だったりとか、例えばいろんな法的なところというのでも疑義が出てきているんですけど、そういうのは大丈夫ですかと、例えを出すとしたら、表現の自由は大丈夫ですかとか、地方自治法は大丈夫ですかとか、公務員の業務を行う上での、僕は詳しくは分かりませんが、法律上の根拠は大丈夫ですかとか、誰一人疑問というか心配の声は上げませんでしたか。

最後にそれだけ教えてください。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

知事戦略局内において共有した時に異論はなかったということかと思います。

これにつきましては、局内で共有をした、その中では当然担当部局が適切に判断したというところまででございます。

立川了大委員

また気になることがあれば付託委員会で聞かせていただきたいと思いますので、御答弁ありがとうございました。

平山尚道委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で知事戦略局・企画総務部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時31分）